

## 参考文献

- 1) 宮崎統計BOX HP「指標でみる宮崎県」令和6年度  
[https://stat.pref.miyazaki.lg.jp/006\\_4/](https://stat.pref.miyazaki.lg.jp/006_4/) (令和7年11月訪問)
- 2) 気象庁HP <http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php> (令和7年11月訪問)
- 3) 国土交通省九州地方整備局下関港湾空港技術調査事務所「確率波処理システム」令和2年度
- 4) 海図「足摺岬至宮崎港」平成19年9月6日
- 5) 海図「大隅海峡東部及付近」平成25年6月6日
- 6) 宮崎県 航空写真 令和5～6年
- 7) 宮崎県 「環境白書」令和6年版
- 8) 宮崎県HP「令和7年度海水浴場水質調査結果について」  
<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kankyokanri/kurashi/shizen/20250606113532.html>  
(令和7年11月訪問)
- 9) 宮崎県県土整備部河川課 宮崎県河川・海岸図 令和4年8月
- 10) 20万分の1日本シームレス地質図V2, 凡例14版 (©産総研地質調査総合センター)
- 11) 総務省統計局 「平成27年国勢調査」
- 12) 総務省統計局 「令和2年国勢調査」
- 13) 宮崎県 「統計年鑑」 令和3年度
- 14) 宮崎農林水産統計年報 令和元～2年
- 15) 宮崎県 「統計年鑑」 令和4～6年度
- 16) 農林水産省 海面漁業生産統計調査 令和5年度  
[http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen\\_gyosei/](http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/) (令和7年11月訪問)
- 17) 宮崎県 「宮崎県の漁業権」 令和5年10月
- 18) 国土交通省 「港湾統計」 令和元年～5年
- 19) みやざきの道路2024 令和6年4月
- 20) 旺文社 宮崎県都市地図
- 21) 各土木事務所管内図
  - ・宮崎県延岡土木事務所 「延岡土木事務所管内図」平成25年2月
  - ・宮崎県日向土木事務所 「日向土木事務所管内図」平成15年
  - ・宮崎県高鍋土木事務所 「宮崎県高鍋土木事務所管内図」平成25年7月
  - ・宮崎県宮崎土木事務所 「宮崎県宮崎土木事務所管内図」平成20年9月
  - ・宮崎県日南土木事務所 「宮崎県日南土木事務所管内図」平成21年3月
  - ・宮崎県串間土木事務所 「宮崎県串間土木事務所管内図」平成17年3月
- 22) 宮崎県観光推進課 「令和5年宮崎県観光入込客統計調査結果」
- 23) 宮崎県環境森林部自然環境課 「改訂・宮崎県版レッドデータブック 宮崎県の保護上重要な野生生物 2020年度版」 令和4年3月
- 24) みやざきひむか学ネットHP 「宮崎県の神話・伝承マップ」  
[http://www.miyazaki-c.ed.jp/himukagaku/unit/yume\\_09/map.html](http://www.miyazaki-c.ed.jp/himukagaku/unit/yume_09/map.html) (令和7年11月訪問)
- 25) ひむか神話街道HP 「50の物語集」  
<https://shinwa-furusato.com/sp/pamphlet.html> (令和7年11月訪問)

- 26) みやざき文化財情報 HP 「文化財マップ」  
[http://www.miyazaki-archive.jp/d-museum/mch/bunka\\_map](http://www.miyazaki-archive.jp/d-museum/mch/bunka_map) (令和7年11月訪問)
- 27) 各市町 HP
- ・延岡市 HP <http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/> (令和7年11月訪問)
  - ・延岡市観光協会 HP <http://nobekan.jp/> (令和7年11月訪問)
  - ・門川町 HP <http://www.town.kadogawa.lg.jp/> (令和7年11月訪問)
  - ・門川町観光協会 <https://kadogawa-ta.com/> (令和7年11月訪問)
  - ・日向市 HP <https://www.hyugacity.jp/> (令和7年11月訪問)
  - ・日向市観光協会 HP <https://hyuga.or.jp/> (令和7年11月訪問)
  - ・都農町 HP <https://www.town.tsuno.lg.jp/> (令和7年11月訪問)
  - ・都農町観光協会 HP <https://tsunokanko.com/#gsc.tab=0> (令和7年11月訪問)
  - ・川南町 HP <http://www.town.kawaminami.miyazaki.jp/> (令和7年11月訪問)
  - ・川南町観光協会 HP <https://kawaminami-kanko.com/> (令和7年11月訪問)
  - ・高鍋町 HP <https://www.town.takanabe.lg.jp/> (令和7年11月訪問)
  - ・高鍋町観光協会 HP <https://takanabe-kankou.com/> (令和7年11月訪問)
  - ・新富町 HP <https://www.town.shintomi.lg.jp/> (令和7年11月訪問)
  - ・宮崎市 HP <https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/> (令和7年11月訪問)
  - ・宮崎市観光協会 HP <http://www.miyazaki-city.tourism.or.jp/> (令和7年11月訪問)
  - ・日南市 HP <http://www.city.nichinan.lg.jp/> (令和7年11月訪問)
  - ・観光日南の旅 HP <http://www.kankou-nichinan.jp/> (令和7年11月訪問)
  - ・串間市 HP <https://www.city.kushima.lg.jp/main/> (令和7年11月訪問)
  - ・串間市観光協会 HP <https://kushima-city.jp/> (令和7年11月訪問)
- 28) みやざき観光ナビ HP <http://www.kanko-miyazaki.jp/index.html> (令和7年11月訪問)
- 29) 日本風景街道 HP <http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/fukeikaidou/> (令和7年11月訪問)
- 30) 環境省自然環境局 生物多様性センター 自然環境保全基礎調査 植生調査  
[https://www.biodic.go.jp/kiso/vg/vg\\_kiso.html](https://www.biodic.go.jp/kiso/vg/vg_kiso.html) (令和7年11月訪問)
- 31) 宮崎県県土整備部河川課河川整備計画資料  
<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kasen/kurashi/shakaikiban/501.html> (令和7年11月訪問)
- 32) 生物多様性の観点から重要度の高い海域  
<https://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/index.html> (令和8年2月訪問)
- 33) 宮崎海岸の生きものたち, 国土交通省九州地方整備局 HP  
[https://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/newstopics\\_files/20221108/miyazakikaigan\\_ikimono.pdf](https://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/newstopics_files/20221108/miyazakikaigan_ikimono.pdf)  
(令和8年2月訪問)
- 34) 環境省自然環境局 生物多様性センター  
「第7回自然環境保全基礎調査 浅海域生態系調査(藻場調査)報告書」平成20年9月
- 35) ワシントン条約附属書 平成26年6月24日
- 36) 宮崎県 アカウミガメ上陸・産卵状況資料 令和6年度
- 37) 宮崎県 「宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画」令和3年12月改訂
- 38) 宮崎県県土整備部港湾課資料 平成11年度

- 39) 国土交通省 農林水産省 「全国プレジャーボート実態調査結果」  
平成 14 年、平成 18 年、平成 22 年、平成 26 年、平成 30 年、令和 4 年
- 40) 宮崎市観光サイト  
<https://www.miyazaki-city.tourism.or.jp/feature/miyazaki-city.aoshima#section-2862>  
(令和 7 年 11 月訪問)
- 41) 宮崎県 「港湾・海岸構造物被災施設に関する調査票」 昭和 47 年～令和 2 年
- 42) 宮崎県 「海岸保全施設調書」
- 43) 宮崎県県土整備部河川課資料 平成 15～25 年
- 44) 福岡管区気象台 「福岡管区気象台要報 24 巻：九州および山口の高潮」 1969 年
- 45) 国土地理院 HP <http://www.gsi.go.jp/> (令和 7 年 11 月訪問)
- 46) 宮崎地方気象台 HP <http://www.jma-net.go.jp/miyazaki/> (令和 7 年 11 月訪問)
- 47) 新収・日本地震史料
- 48) 九州東部沿岸における歴史津波の現地調査－1662 年寛文・1769 年明和日向灘および 1707 年宝永・1854 年安政南海道地震 1985 年
- 49) 宮崎県 航空写真 平成 13 年、平成 15 年、平成 25 年、令和 5～7 年
- 50) 気候変動に関する政府間パネル(IPCC) 第 6 次評価報告書 統合報告書
- 51) 文部科学省 気象庁 日本の気候変動 2025
- 52) 各市町資料
- 53) 宮崎県 「土地利用規制ガイド」 令和 7 年 8 月
- 54) 環境省 自然環境局 生物多様センターHP  
<http://www.biodic.go.jp/trialSystem/shpddl.html> (令和 7 年 11 月訪問)
- 55) みやざきの環境 HP 「宮崎の国定公園・県立自然公園」  
[https://eco.pref.miyazaki.lg.jp/nature\\_environment/national\\_park/index.html](https://eco.pref.miyazaki.lg.jp/nature_environment/national_park/index.html)  
(令和 7 年 11 月訪問)
- 56) 文化財保護法
- 57) 宮崎県自然環境課 「宮崎県鳥獣保護区等位置図」 令和 7 年度
- 58) 宮崎県県土整備部都市計画課 「宮崎県の都市計画(資料編)」 令和 7 年 3 月
- 59) 南海トラフ巨大地震対策特別措置法
- 60) 国土交通省 「津波防災地域づくりに関する法律について」

## 卷末資料

---

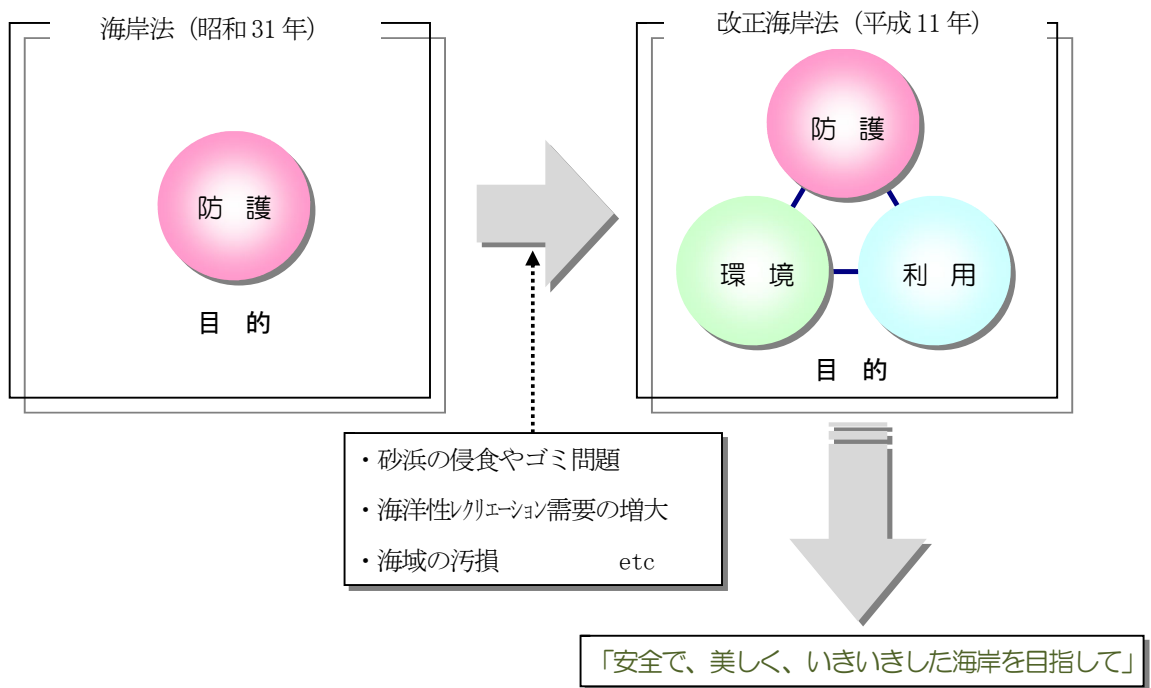
## 1. 過去の日向灘沿岸海岸保全基本計画の背景

### i. 海岸法の改正(平成11年)

我が国において海岸法は、従来、津波や台風、波浪、侵食等の災害に対して、人命や財産を災害から守るとともに、国土の保全を図ることを第一の目的としていた。しかし、近年、余暇需要の増加、砂浜の侵食やゴミ問題の深刻化、海域の汚損など海岸を取り巻く変化が顕著となっており、このような変化に対応した新たな海岸のあり方として、災害に対する安全の一層の向上と良好な海岸環境の整備と保全とが図られ、さらに、人々の多様な利用が適正に行われる空間となることが求められている。

このような背景から、平成11年に海岸法が改正され、旧海岸法の目的であった「海岸の防護」とともに、新たに「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用の確保」という2つの目的が加わり、これらの3つの目的が調和するよう総合的に海岸の保全を推進することとなった。

改正海岸法(平成11年)では、海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするとともに、地域の意向等を反映するため、国が「海岸保全基本方針」(平成12年5月公表)を定め、この基本方針に基づいて、都道府県知事が管内の海岸について、「海岸保全基本計画」を定めることになった。



## <平成11年 海岸法改正のポイント>

### 1. 法目的の改正

旧海岸法の目的である「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用の確保」が加わり、それらが調和した総合的な海岸の管理を行うこととした。

### 2. 一般公共海岸区域の創設

自然公物として公衆の自由使用に供される海岸を「公共海岸」とし、また、公共海岸のうち海岸保全区域以外の区域（従来の法定外公共物）を「一般公共海岸区域」として、それぞれ法律上位置付けた。

### 3. 地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設

海岸の保全に関する基本的な方向性を明らかにするとともに、地域の意向等を反映するため、国が定めた海岸保全基本方針に基づいて都道府県知事が管内の海岸について、海岸保全基本計画を策定することとした。

### 4. 海岸管理における市町村参画の推進

日常的な海岸管理への市町村の参画を促進するため、市町村長がその発意により、都道府県知事と協議して、海岸保全区域及び一般公共海岸区域における一部の管理を行うことを可能とした。

### 5. 海岸の適正な保全のための措置の創設

指定区域等において、みだりに行う一定の行為を禁止できる制度とともに、簡易代執行制度や海岸の維持に関する原因者負担制度が創設された。

## ii. 東日本大震災の発生

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による未曾有の災害を受け、「災害には上限がない」との認識のもと、住民等の生命を守ることを最優先とし、地域ごとの特性を踏まえ、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、総動員させる「多重防御」の発想により津波防災地域づくりを推進することが求められている。

このような中、政府の中央防災会議において、津波対策を講じるために「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」(レベル2津波)と、「最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波」(レベル1津波)の2つの想定すべき津波レベルと、その対策の基本的な考え方が示されたところである。

このうち、数十年から百数十年に1度程度の頻度で発生する「レベル1津波」は、海岸保全施設等で防御することを基本とする考え方に基づき、日向灘沿岸におけるレベル1津波対策が必要な海岸について、「海岸保全基本計画」に位置づけることとした。

また、東日本大震災においては、津波が海岸堤防を越流することにより多くの施設が被災し、また、背後地に甚大な被害が発生した。これを踏まえ国は、レベル1津波を超えた場合でも、施設が破壊・倒壊するまでの時間を少しでも長くするなど、施設の効果粘り強く発揮できる構造、及びレベル1津波を生じさせる地震に対する海岸堤防等の耐震対策について、基本的な考え方を示した。

さらに、平成26年6月には、東日本大震災の教訓を踏まえ、今後発生が想定される南海トラフ地震等に伴う大規模な津波や、高潮に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸の適切な維持管理を推進するため、海岸法の一部が改正された。

＜平成26年 海岸法一部改正のポイント＞

**1. 海岸管理における防災・減災対策の推進**

堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（「緑の防潮堤」）など粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置づけることとした。

**2. 水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立**

海岸保全施設のうち、水門・陸閘等については、災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を海岸管理者に義務づけることとした。

**3. 海岸保全施設の適切な維持管理**

海岸保全施設の維持・修繕に関する海岸管理者の責務を明確化し、予防保全の観点から維持・修繕に関する技術的基準を主務省令で定めることとした。

**4. 海岸保全区域内において座礁等した船舶の撤去等**

海岸管理者は、海岸保全区域内で座礁等した船舶が海岸保全施設を損傷し、海岸の保全に支障をおよぼすおそれがある場合等に、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等を命令することができることとした。（※所有者が命令に従わない場合、行政代執行が可能）

**5. 地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実**

海岸管理者は、海岸保全施設又は公共海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定することができることとした。

## 2. 過去実施された海岸に関する住民意見等

地域住民の意見を反映させるため、海岸保全基本計画策定時には平成 13 年に地域住民アンケート調査及びホームページアンケート調査を実施し、海岸保全基本計画変更時には平成 27 年にパブリック・コメントによる意見募集を実施した。

i. 地域住民アンケート調査結果

平成13年12月において、地域住民に対するアンケート調査を行った。その結果を以下に示す。なお、アンケート結果は、県北部、県中部、県南部ごとに集計した。

a. 海岸に対する不満

海岸に来訪して、不満に思ったことについての回答として、どの地域でも最も多い項目は、“ゴミの散乱”であるが、その他の項目では地域による違いが見受けられる。県北部では、トイレやシャワー、駐車場、食事・休憩施設の不足といった利用面に関する不満が上位を占めており、県中部では、砂浜幅員に対する不満が第2位に位置し、次いで施設整備に対する不満が続いている。県南部では、県北部とほぼ同様の傾向となっている。

b. 海岸環境の中で特に守っていきべきもの

全ての地域で“海の水（水質）”が最も多いが、これ以外の項目では地域による違いが見られる。県北部及び南部においては、“魚や貝、海藻等海の生き物”が第2位、“砂浜”が第3位となっているが、県中部においては、“砂浜”が第2位となっている。

c. 今後の重点課題

今後の整備の方向性として“安全”“環境”“利用”に区分し、それぞれ5段階評価をして貰った。これを地域別に平均値で集計した結果、各地域とも、安全及び環境がほぼ同程度（3.8～4.1）となり、利用は3.2～3.4となっている。

d. 自由意見の傾向

自由意見を幾つかの категорияに分類し集計した結果、県北部では、公園・駐車場等整備に対するものが最も多く、県中部及び南部では管理運営が最も多い。また、“環境”に関する意見が最も多く、次いで“利用”に関する意見となっており、“安全”に関する意見は比較的少ないものとなっている。

表-1.1.10 地域アンケートにおける自由意見の分類

	安全(防護)		環境			利用		全般的	その他	
	侵食	護岸	松林	管理運営	水質	公園等	港整備		河川	その他
県北部	22	17	24	17	12	54	29	62	10	94
県中部	40	11	13	67	6	35	7	20	12	44
県南部	14	15	7	30	6	24	3	26	4	18
計	76	43	44	114	24	113	39	108	26	156
	119		182			152		108	182	

## ii. ホームページアンケート調査結果

宮崎県のホームページ上において、海岸保全基本計画に関するアンケート調査を行った。

約 140 名の回答があったが、そのうち 25 名は県外（福岡県、東京都、神奈川県等）の回答者であった。

### a. 宮崎県の海岸のイメージ及び来訪の目的

“自然が残されたところ”という認識が最も多く、“海辺の風景を楽しむ”ことを目的として来訪している人が最も多い。なお、将来において海辺で行いたい活動も“海辺の風景を楽しむ”が最も多い。

### b. 海岸整備への要望

生物等生態系への配慮をあげている回答者が最も多く、眺望や景観といった利用面の項目は第 2 位であった。

### c. 対策

安全面における対策としては、行政・住民との連携によるソフト面の強化をあげている人が多く、ハード面における整備の強化を選択した人は少ない。

環境面における対策としては、地域住民やボランティアの協力による美化活動が第 1 位となり、利用者等への啓発活動を選択した人は第 2 位となっている。

利用面における対策としては、利用のルールづくりや啓蒙活動など制約を伴うものが最も多く、アクセス向上やバリアフリー対策など、利用環境を向上させるものが第 2 位となっている。

### d. 今後の重点課題

地域アンケートと同様に、今後の重点課題として、安全・環境・利用の 3 側面において 5 段階評価をして貰ったが、平均では環境が特化して高い重点度となっている一方、安全面が利用面と同程度の重要度となっている。

### iii. パブリック・コメントによる意見

平成27年1月9日から2月10日にかけて、パブリック・コメントによる意見募集を実施した。15名から30件の意見が寄せられ、そのうち県外者からの意見もあった。

これらの意見を分類した結果は、以下のとおりであり、「施設計画に関する意見」のなかでも、特に「景観・利用・環境へ配慮すべき」という意見が多かった。

#### a. 意見の分類

分類No.	項目	件数
<b>A</b>	<b>海岸保全基本計画への提言</b>	<b>2 件</b>
①	防護目的の明確化、海岸の未来像	1 件
②	観光資源を活かした津波防災	1 件
<b>B</b>	<b>施設計画に関する意見</b>	<b>24 件</b>
③	堤防以外の計画を考えるべき	3 件
④	景観・環境・利用に配慮すべき	9 件
⑤	合意形成方法について	2 件
⑥	構造物による海岸侵食の誘発	1 件
⑦	国内外の先進事例を参考にすべき	1 件
⑧	個別海岸に対する意見	8 件
<b>C</b>	<b>海岸林に関する意見</b>	<b>2 件</b>
⑨	海岸松林の見直し、海岸保全施設としての位置付け	2 件
<b>D</b>	<b>本文修正に関する意見</b>	<b>2 件</b>
⑩	海岸環境特性、挿絵	2 件
	<b>合計</b>	<b>30 件</b>

#### b. 意見の要旨

##### A 海岸保全基本計画への提言(2件)

- ・本計画の防護目的が「財産保護」なのか「人命保護」なのかという防護目的を問う意見や、県民の将来にとって望ましい日向灘沿岸の未来像の明記や、他県には類の無い宮崎県の貴重な自然観光資源や高度情報ネットワークを十分に生かした次世代型の津波防災を望む意見がみられた。

##### B 施設計画に関する意見(24件)

- ・宮崎県の豊かな海岸景観や環境と調和し、サーフィンなどの観光資源にも配慮した施設計画を望む意見や、海岸保全施設の整備などのハード対策よりも、津波避難施設の整備などのソフト対策の充実を望む意見がみられた。

##### C 海岸林に関する意見(2件)

- ・地球温暖化や維持管理経費を考慮し、全ての海岸林を照葉樹林へ移行させるべきという意見や、海岸林を海岸保全施設と位置づけ、コストの削減を望む意見がみられた。

##### D 本文修正に関する意見(2件)

- ・天然記念物や希少種の記載に関して、海岸生物種の追加記載や、海岸の安全性に対し誤解を与え兼ねない挿絵の修正を求める意見がみられた。